

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令（案）の概要

### 1 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律について

本年6月、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「法」という。）が成立した。法は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図ることを目的として、以下の内容を規定している。

- ・ 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法の基準等を定めることができることとし（第5条）、このとき、何人も、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、販売及び輸入をしてはならないこととする（第6条）。
- ・ 農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入及び販売を禁止することができることとする（第7条）。
- ・ これらの愛がん動物用飼料が流通した場合には、農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者等に対し、廃棄・回収等を命ずることができることとする（第8条）。
- ・ 基準等が定められた愛がん動物用飼料の製造業者等は、農林水産大臣等への届出や帳簿の備付け等をしなければならないこととする（第9条、第10条）。

### 2 政令に定める内容

法では、愛がん動物について政令で定めることとしているほか（第2条第1項）、輸出用の愛がん動物用飼料について、法の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができることとしている（第15条）。これらについて、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令で定めることとする。

#### （1）愛がん動物の指定（第1条）

法第2条第1項に基づき、愛がん動物として犬及び猫を定める。

#### （2）輸出用愛がん動物用飼料に係る適用除外（第2条）

法第15条に基づき、輸出用の愛がん動物用飼料について、法第6条の規定（基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、販売又は輸入の禁止）の適用をしないこととする。